

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 27 回委員会

議 事 錄

開催日時 令和 6 年 8 月 28 日(水) 午後 2 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第27回委員会議事録

1. 開催日時 令和6年8月28日（水）午後14時00分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員 小野眞一（会長、議長）
阿部貴史
藤本昭夫
齋藤信二
須川直樹
渡邊英敏
疋田一則
濱田貴史
阿部義広
森崎真吾
山尾和久
本庄新

欠席委員 山本勇、小野裕佳

事務局 大石事務局長、堀事務局次長、中川主幹、野田主査

農林水産部 大屋審議監

漁業管理課 利光主事

水産振興課 大塚課長、中島技師

臨席者 南部振興局 渡邊課長補佐（総括）

4. 議事録署名委員 阿部義広、本庄新

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第2号議案	伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第3号議案	知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第4号議案	区画漁業の免許について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第5号議案	漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長 それではただいまから、第22期第27回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の大石です。よろしくお願ひいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中、12名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに大屋農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。

大屋審議監 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございました。

議事に入ります前に、資料等の確認をお願いします。本日は、資料をタブレットで用意しております。

タブレットの画面に、議案書があります。ご確認ください。紙の議案書が必要な方は挙手をお願いいたします。また、紙資料として令和5年資源管理状況等の報告と海区漁業調整委員会研修案を用意しております。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入れます。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願いします。

議長 議事に入れます前に、議事録署名委員を決めたいと思います。阿部義広委員と本庄委員にお願いします。

それでは議事に入ります。

第1号議案の「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長

議案書の2ページをご覧ください。

第1号議案「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」ご説明します。

現在発出している豊前海におけるあさりの採捕禁止等に関する委員会指示の有効期間が、本年9月30日で満了いたします。今回、大分県漁業協同組合長から引き続き委員会指示発出の要望があったことから、令和6年10月1日から翌年9月30日までを新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。

3ページは大分県漁業協同組合長から当委員会会長あての要望書の写しです。

要望内容は、記以下に記載のとおり、1点目は採捕できる期間の制限、2点目は採捕できるサイズの制限、3点目は試験研究等のための適用除外となっております。

それでは、委員会指示の内容について、告示案でご説明いたします。4ページをご覧ください。要望事項の1点目 採捕できる期間の制限に関する委員会指示告示第15号です。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。」とし、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」と試験研究の適用除外について規定しています。

漢数字の一、禁止区域については、現行の委員会指示から変更はありませんので、図により説明します。6ページをご覧ください。点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び海岸線で囲まれた海域、つまり共同漁業権共第1号の漁場区域が禁止区域となります。

4ページに戻りまして、漢数字の二の禁止期間等につきましては、密漁防止のため令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間は日没から日の出まで、つまり、周年、夜間の採捕を禁止します。また、ただし書きにおいて、10月16日から10月31日までの間は産卵期の保護を目的に終日採捕禁止とします。

5ページをご覧ください。要望事項の2点目 採捕できるサイズの制限に関する委員会指示告示第16号です。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりかく長3センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。」とします。漁業調整規則第42条において、あさりの採捕禁止サイズをかく長2.5センチメートル以下と定めていますが、資源保護のためさらに大きいサイズの3センチメートル以下の採捕を禁止するものです。

ただし書きの試験研究の適用除外、漢数字の一の禁止区域及び漢数字の二の禁止期間は、告示第15号と同じです。

7ページから9ページには大分県漁協が作成した「大分県豊前海あさり資源復活に向けた方針」を掲載しています。

9ページの下のグラフは、大分県のあさりの漁獲量の推移を示しており、近年は極めて低い水準で推移していることが分かります。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

あさりの資源を復活させるのは難しそうですが、よその県で良い事例はないでしょうか。

大塚課長 あさりの漁獲量については、良くなっているという情報は、全国的にありません。どこも苦労しているのが実態です。

豊前海の関係者は、復活の努力をしているので、県の方も人工種苗を撒いたり保護したり、いろいろと手をかえ品をかえ、努力しているところですが、成果が得られていないのが実状です。

そうした中で、この委員会指示については、不合理な漁獲を防ぐという意味では引き続き必要であり、こうした措置を講じながら努力を続けるしかないと考えています。

議長 わかりました。昭和の終わりごろ、大分県で27,000tの全国一の生産量をあげたのを記憶していますが、このレベルにならないかと期待をしています。他にご意見ないでしょうか。

他にご意見もないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することいたします。

次に第2号議案の「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」審議します。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の10ページをご覧ください。

第2号議案「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」説明します。

大分、愛媛、山口の3県で締結した「伊予灘における漁業に関する協定」に関連して毎年発出しているたちうお浮きはえなわ漁業の制限に関する委員会指示の有効期間が本年9月30日で満了いたします。今回、大分県漁業協同組合長から引き続き委員会指示発出の要望があったことから、本年10月1日から翌年9月30日までを新たな有効期間とした委員会指示を発するものです

。

ちなみに山口県では平成元年から、愛媛県では昭和50年から、委員会指示により禁止されています。

11ページをご覧ください。伊予灘協定発効に向けた調整内容の合意事項及び担保措置方法をまとめた表です。表の中段の太枠の部分が、本県のたちうお浮きはえ縄漁業に関する事項です。山口・愛媛両県が、委員会指示で禁止している「たちうお浮きはえ縄漁業」への対応として、上段の波線を引いている部分、協定海域のうち東部海域については平成25年1月1日以降、委員会指示により操業禁止とすることで調整が図られました。

下段は平成25年1月1日までの暫定措置を表していますが、波線を引いている②については、協定発効に合わせて委員会指示により禁止することで調整が図られました。

12ページをご覧ください。赤で示した海域がたちうお浮きはえ縄漁業の操業禁止区域として調整が図られた海域となります。

13ページをご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書の写しです。

委員会指示の内容については、告示案で説明いたします。15ページをご覧ください。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりたちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。」とし、漢数字の一の禁止区域は、先ほどの赤く着色した海域を示し、漢数字の二の禁止期間については、令和6年10月1日から翌年9月30日までの1年間としています。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

これも期日の変更だけで例年と同様の内容となっています。来月開催予定の伊予灘協定では、大分県で委員会指示を出すことが協定事項となっていますので、是非とも必要だと思います。いかがでしょうか。

ご意見もないようですので、第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することいたします。

次に、第3号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長

議案書の16ページをご覧ください。

県は新たに許可を行う場合、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

17ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

18ページをご覧ください。「1 制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

この公示制度は、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るもので。公示する制限措置については、漁業法及び漁業調整規則の規定により、「①の漁業種類から⑦の漁業を営む者の資格までの7項目に関し、定めることとされています。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。今回は「うなぎ稚魚漁業」及び「中型まき網漁業 ぼらまき網漁業」の二つの漁業を公示する予定です。うなぎ稚魚漁業は、海面又は内水面において、夜間に灯火で水面を照らしながら、すくい網によりうなぎ稚魚を採捕する漁業で、漁獲対象種は「全長13センチメートル以下のうなぎの稚魚」です。公示の背景としましては、許可の有効期間の満了に伴う許可の更新となっています。

中型まき網漁業ぼらまき網漁業は、集魚灯を用いて集めたぼらを帶状の網で取り囲んでとる漁業です。今回公示に至った背景は、蒲江地区において従来からいわし、あじ、さばを漁獲対象種とする中型まき網漁業を営む漁業者からぼらを漁獲対象とする中型まき網漁業の新設について要望があったためです。要望書については19ページに掲載しております。

本件公示の制限措置の内容については、実際の公示案により説明します。20ページをご覧ください。

うなぎ稚魚漁業につきましては、天然うなぎ資源の保護の観点から、①自ら養殖に用いるうなぎ稚魚を採捕する養殖業者、②養殖業者へのうなぎ稚魚の供給を目的に採捕する内水面漁協、③うなぎ稚魚を大きく成長させて放流するために採捕する内水面漁協の3者に限定して許可を行っており、今年度も同様の観点から制限措置案が作成されております。従って、基本的に昨年度の内容と同様となっていますので、代表して表の一番上の「番号15-1-1」で概要を説明します。

右の欄から、漁業種類はうなぎ稚魚漁業で、許可すべき船舶等の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数はいずれも「定めなし」です。

操業区域は「中津市から豊後高田市に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第1号、内共第2号及び内共第9号

の共同漁業権の漁場区域を除く。」となっています。22ページをご覧ください。青色で示した範囲の地先海面と、漁業権の設定されている山国川、駅館川、桂川を除いた河川が15-1-1の操業区域となります。20ページにお戻りください。次に漁業時期ですが、「1月15日から4月30日まで」としています。なお、漁業時期については、例年水産庁から示される技術的助言に基づいて、この漁業時期の中で、実際に採捕することができる期間を許可の条件として定めます。

次の欄の漁業を営む者の資格は、「次の（1）及び（2）に該当する者。」とし、「（1）内水面漁業の振興に関する法律第26条第1項に基づく指定養殖業の許可（以下「指定養殖業の許可」という。）を有する者（以下「養殖業者」という。）であってにほんうなぎの池入割当量を有する者。（2）大分県漁業調整規則第4条第1項第2号の規定によるうなぎ稚魚漁業許可に基づき、当該操業区域の令和6年採捕実績（以下「採捕実績」という。）を有する者。ただし、採捕実績を有する養殖業者から指定養殖業の許可を承継したときは、この限りでない。」としています。昨年度の制限措置では、許可漁業への移行後初めての制限措置であったことから、従来の特別採捕許可の採捕実績を資格として規定していましたが、今回は許可漁業移行後2回目の許可となりますので前年度の許可漁業の採捕実績に修正しています。

なお、番号15-1-1から15-1-4までが養殖業者、次の21ページ、15-2-1が養殖業者への供給を目的に採捕する内水面漁協、15-3-1が放流用に採捕する内水面漁協に対する許可の制限措置となっております。

次に、中型まき網漁業ぼらまき網漁業についてです。23ページをご覧下さい。まず、表の左から2番目の欄の「漁業種類」は「ぼらまき網漁業」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、要望書にあわせて2隻としています。その右の欄の「船舶の総トン数」は「10トン以上15トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、24ページに図面を掲載していますのでご覧ください。操業区域については、蒲江地区地先に設定されている共同漁業権共第45号の区域から、大分県漁業調整規則に定める火光を利用した網漁業の禁止区域及び蒲江地区以外の漁業者も操業する中型まき網漁業の操業区域を除くなど、漁業調整のついた区域に限定しています。

表の説明を続けますので、23ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「1月1日から12月31日まで」の周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「佐伯市蒲江大字蒲江浦又は猪串浦に住所を有する者であって、いわし、あじ、さばまき網漁業の許可を有し、当該許可を受けた船舶

を使用して本漁業を営もうとするもの」です。住所要件は、共第45号の関係地区と同一とし、また既存のいわし、あじ、さばまき網漁業に係る中型まき網漁業の許可を受けた漁業者が当該許可を受けている船舶を使用する場合に限定することとしています。ぼらまき網漁業は、いわし、あじ、さばまき網漁業と使用する漁具や漁法が同じであることから、ぼらを目的とした操業であっても、いわしなどが混獲される可能性があります。いわし等の採捕を目的とする中型まき網漁業は、令和2年1月16日付け農林水産省告示第2229号により本県の許可枠は26隻と定められていることから、いわし等を採捕する可能性のある中型まき網漁船の数が当該告示の隻数制限を超えることがないよう、いわし、あじ、さばまき網漁業の許可を有する者及び船舶に許可対象を限定するものです。

なお、当該制限措置の新設について資源管理の観点から農林水産研究指導センター水産研究部に意見を求めたところ「操業区域が共第45号内的一部の海域に限られることから、ぼら資源に対して大きな影響を及ぼす可能性は低い」との回答を得ています。

以上が、制限措置の内容についての説明です。

うなぎ稚魚漁業及び中型まき網漁業ぼらまき網漁業の一番右の欄の申請期間については、次の項目で説明します。

25ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」ですが、まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項に規定される原則の1ヶ月間を設定します。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない場合は、公示の日から許可の有効期間はいつでも申請可能とする周年とします。うなぎ稚魚漁業については、後者に該当するため、申請期間は周年となっています。中型まき網漁業ぼらまき網漁業については、前者に該当するため、申請期間を9月10日から10月10日までの1か月間としています。申請期間については以上です。

最後に、「5. 許可の有効期間」についてご説明します。うなぎ稚魚漁業は、大分県漁業調整規則に規定されているとおり、許可の日から1年間とします。中型まき網漁業ぼらまき網漁業は、原則5年間とされています。一方、この期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回は本漁業と密接に関係する既存のいわし、あじ、さばまき網漁業に係る中型まき網漁業許可の満了日と合わせるため、令和8年10月31日までの2年間に短縮します。既存の許可の満了日に合わせることで、制限措置の変更などが生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切替えが可能となります。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間については以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

疋田委員 今回新たに15t未満のまき網で、ぼらまき網の許可をすることですが、鶴見地区も共同漁業権の中で19tで許可を出してほしいと思っているのですが、難しいのでしょうか。

事務局長 今回、既存のいわし、あじ、さばの中型まき網の漁業者でも、ぼらがとれるようにして欲しいとの相談がありました。相談があった際にまず県からお願いしたのが、「まき網やその他の漁業と操業上のトラブルが生じないように調整してください」ということです。その際に考慮してほしいのが、期間と場所です。トラブルが生じない場所とか期間があれば、限定して要望してもらえば良いわけで、今回は、共同漁業権の中でも他の地区の漁業者が操業しない場所で、他の地区とも地元の中でも調整がついたということでしたので、諮問いたしました。

鶴見地区の方でも要望があるのは聞いていますが、既存漁業との調整が整わないと申請は難しいと思います。

疋田委員 鶴見の場合は、ぼらがお金になるようになってから、ずっと獲りたいと考えて県に要望をしていますが、まき網の中で調整がつきません。宮崎の船が鶴見の港に1ヶ月前くらいから入って、ぼらが来るのを待っていて、昨年も12月から1月にかけての1ヶ月くらいで3億くらい獲ったと聞いています。

蒲江での許可の新設は良い事だと思います。大賛成です。

鶴見のまき網で将来的に残るのは2件だけです。まき網の灯を消さないためにも、また県に相談にいくのでよろしくお願ひします。

議長 他にありませんか。

山尾委員 確認したいことがあります。本県のぼらまき網の枠は26件という認識でよいでしょうか。

事務局長 隻数制限が設けられているのは、いわし、あじ、さばに魚種が限定されております。ぼらは対象外なので県が独自で設定可能です。

山尾委員 今回は、共同漁業権の中ですが限られた範囲のため、許可の新設が可能であるという整理でよいでしょうか。

事務局長 基本的にはそうですが、疋田委員からも話がありましたが、まき網やその他の既存の漁業との調整に問題がないということで判

断しています。

山尾委員

私もまき網をしていますが、うちでもぼらが獲れればと思います。今回の新設は良いことだと思います。うちの共同漁業権の中でも地元調整ができて、地区委員会等で同意がとれれば、要望してこの場に諮ることできるという考え方でよいでしょうか。

事務局長

地元調整について、要望をしていただければ、許可の新設は可能かと思います。

山尾委員

わかりました。

森崎委員

付随しまして蒲江ですけど、今回の件に関しては、今月の20日までには、関係漁業者のほぼ100%の同意をいただいていることを参考までに報告しておきます。

議 長

他にご意見ありませんか。

ご意見もないようですので、第3号議案については、うなぎ稚魚漁業と、ぼらまき網漁業の2つの漁業種類がございますので、まず、うなぎ稚魚漁業について原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

うなぎの稚魚漁業については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することといたします。

続きましてぼらまき網について、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

異議がないようですので、ぼらまき網漁業も合わせて第3号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することといたします。

次に第4号議案の「区画漁業の免許について」を審議します。
事務局から説明してください。

事務局長

それでは、議案書の27ページをご覧ください。第4号議案「区画漁業の免許について」です。

区画漁業権の免許をするに当り、漁業法第70条の規定に基づき、知事から本委員会に対し意見を求められたものです。

次の28ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

次の29ページをご覧ください。「1. 免許の手続について」です。免許の流れを図で示したものです。令和6年5月21日に

海区漁場計画の内容に関する諮問を受け、本委員会より「異議なし」とする旨の答申を出しました。その後、6月28日付の大分県報にて海区漁場計画は告示され、県が免許の申請を受け付けたところです。

続いて、「2. 今回の諮問について」をご覧ください。漁業法第70条の規定に基づき、知事は、漁業権の免許申請があったときは、本委員会の意見を聴かなければなりません。これは、県が漁業権の免許にあたり恣意的な判断を行うことを防止するとともに、漁業調整上の問題が生じないよう、本委員会にも確認の機会を確保するためのものです。本日の委員会にて、申請者の適格性に問題がないことが確認されれば、10月1日付での免許がされる予定です。

次の30ページをご覧ください。今回の申請状況を表にまとめたものです。告示した区画漁業権には、漁業協同組合が漁業権者となる団体漁業権5件と、個別の経営体が漁業権者となる個別漁業権1件がありますが、今回、告示した全ての漁業権に対し申請が行われ、競願はありませんでした。

団体漁業権については大分県漁協、個別漁業権については株式会社福田水産からの申請となっています。以上が申請の状況です。

次の31のページをご覧ください。「4. 免許を受けることができる者について」です。漁業権の免許の基準については、漁業法第71条第1項において「免許をしない場合」が定められており、これに該当しない場合に申請者は免許を受けることができます。具体的には、「免許についての適格性を有する者でないとき」「漁場計画と異なる内容の申請があったとき」「漁業権の不当な集中となるとき」「漁場の敷地が他人の所有であり、その同意がないとき」です。これらのうちいずれか1つでも該当する場合は、知事は免許を行ってはなりません。

続いて、「免許についての適格性」について説明します。団体漁業権の場合、まず、「漁業権の関係地区をその地区内に含むこと」が必要です。次に、類似漁業権、すなわち漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が現に存する区画漁業権と概ね等しいと認められる団体漁業権とそれ以外の漁業権との適格性に違いがあります。類似漁業権の場合、「関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の3分の2以上が組合員であること」、新規等の漁業権の場合は、「関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の3分の2以上が組合員であること」がそれぞれ免許についての適格性と規定されています。今回免許する漁業権について、区第1110号はホーバー航路を考慮し、面積を同等にしつつ位置を変えるものであることから類似漁業権として整理し、それ以外の漁業権は類似漁業権でないものとして整理しています。これらを踏まえ、まずは団体漁業権について免許の適格性の確認に入ります。

次の32ページをご覧ください。こちらの資料は、申請者の審査項目について、漁場計画番号ごとに、左から漁場計画番号、免許申請者、支店、漁業種類、漁業の名称、手続、欠格要件、免許の適格性、競願の有無を一覧表形式で整理したものです。まずは、団体漁業権5件の申請者である大分県漁業協同組合についてです。

漁業協同組合が漁業権を取得しようとするときは、水産業協同組合法第50条の規定によりまして、「総組合員の半分以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決が必要」です。表の中ほどの「手続」欄をご覧ください。大分県漁協の総会議事録により各区画の漁業権取得の議案の議決の状況を確認し、まとめたものです。いずれの区画についても、水協法第50条の規定による特別議決を経ていることが確認できます。

続いて、欠格要件についての審査です。まず、申請内容について、今回の申請において、告示した海区漁場計画の内容と異なる内容での申請はありませんでした。次に、漁業権の不当な集中についてですが、ここでいう「不当な集中」かどうかは、他の申請者の状況や申請者の経営内容等を総合判断して決めるものとされます。団体漁業権は、漁業協同組合が免許を受けて各地区の漁業者がその権利を行使するものであり、全ての申請が同一の漁業協同組合からのものであっても、「不当な集中」に該当しないと考えられます。欠格要件の最後、漁場の敷地に関するものですが、申請のあった漁業権について、他人の所有に属するとされる水面は確認されませんでしたので、斜線を引いております。以上より、欠格要件に該当する申請はありませんでした。

続いて、免許の適格性についての審査です。まず、関係地区について、大分県漁業協同組合は県内全ての沿岸地区をその地区に含んでおり、要件を満たすため、全て「○」です。

次に、類似漁業権、区第1110号において当該漁業を営む者の3分の2以上が組合員であることについて、市町村による居住確認を行った結果、すべての漁業権において要件を満たしておりました。確認した世帯数を表中に記載しています。また、類似漁業権に該当しない漁場4件についても同様の確認を行った結果、すべての漁業権において要件を満たしておりました。以上のことから、団体漁業権の申請者である大分県漁業協同組合は免許についての適格性ありといえます。以上が団体漁業権に関する適格性の審査です。

31ページにお戻りください。個別漁業権の免許の適格性についてです。表の右側に記載の4項目に該当しない者が免許を受けることができます。

1つ目が、漁業関係法令または労働関係法令の遵守する見込みがない者であること。

2つ目が、暴力団員等であること。

3つ目が、上記2項目について、法人の場合はその役員または

使用人が該当すること。

4つ目が、暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

です。今回申請のあった者について、先ほどの欠格要件に加え、以上4項目について確認を行いました。

33ページをご覧ください。個別漁業権の適格性を整理したものです。区第4690号の真珠養殖業の申請者は「株式会社福田水産」です。欠格要件から確認します。今回の申請は、海区漁場計画の内容と異なるものではなく、また真珠養殖業に係る既存の免許を受けていない漁業者からの申請であるため、第2号及び第3号の欠格要件には該当しません。また、この漁場において、他人の所有に属するとされる水面は確認されませんでした。よって斜線を引いております。以上より、欠格要件には該当しません。

続いて、免許の適格性ですが、申請者は法人であるため、その役員についての審査となっています。まず、法令遵守について、県が役員の本籍地の市町村に犯歴照会して確認したところ、該当なしとの回答がありました。

次に、暴力団関係者でないこと及び暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことの確認のため、こちらも法人の役員について大分県警察本部組織犯罪対策課に照会して確認したところ、いずれも該当なしとの回答がありました。また、免許の競願はありません。

したがって、個別漁業権の申請についても、適格性の問題はありません。以上が、個別漁業権に関する適格性の審査です。

以上のことから、県では今回申請のあった大分県漁業協同組合及び株式会社福田水産に対して免許をすることは妥当と考えております、告示の免許予定日どおり令和6年10月1日付で各申請者への免許を予定しています。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第4号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第4号議案については、申請者に対して免許することに異議のない旨知事に答申することといたします。

次に、第5号議案の「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」を審議いたします。その他①の「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」と内容が関連しておりますので、一括して事務局から説明してください。

事務局長

議案書の 34 ページをご覧ください。

第 5 号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」です。漁業権が設定された漁場の適切かつ有効な活用に向けて、漁業権者に対し必要な指導を行う必要があるため、漁業法第 91 条第 3 項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。次の 35 ページが知事からの諮問文です。

次に 76 ページをご覧ください。その他の①「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」です。漁業法第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁業権者は、漁獲量をはじめとした農林水産省令で定められた項目について、都道府県知事への報告が義務付けられています。この報告を受けた内容について、都道府県知事は必要な事項を海区漁業調整委員会へ報告することとなっているため、漁業法第 90 条第 2 項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に対し報告を受けるものです。次の 77 ページが報告に係る鑑文です。

この報告と指導の内容は密接に関係していることから、今回併せて説明します。

36 ページにお戻りください。まず、1 の「法の規定」についてです。

漁業権者は農林水産省令で定められた事項について、都道府県知事へ報告を行うことが義務づけられています。報告事項については、下の四角で囲まれた箇所に記載しております 6 項目となっております。

また、漁業法第 90 条第 2 項により、都道府県知事は、報告を受けた内容に関する意見を付して、海区漁業調整委員会へ報告しなければならないとされています。

次に、2 の「報告」です。大分県では、報告対象期間を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとしており、今回は令和 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の報告です。具体的な報告内容については、次のページ以降の一覧表で簡単に説明します。

37 ページをご覧ください。これは、各地区の報告内容を一覧表にまとめたものです。表の構成を説明しますと左から「免許番号」「支店名」「漁業の名称」「組合員行使権者数」「操業期間」「漁獲量」「資源管理の状況等」「適切かつ有効の判断」で、最後に再度「免許番号」を記載しています。

各項目で灰色に着色された部分は、令和 5 年から令和 6 年にかけて行った漁業権の一斉切り替えの際に廃止となった魚種又は漁業権を意味し、またオレンジ色に着色された部分は、後程ご説明いたします、指導対象となっている漁業権を意味します。

右から 2 番目の「適切かつ有効の判断」の欄は、漁協が自己評価を行った結果と漁獲量を踏まえて判断しています。共同漁業権における漁獲量については、漁獲量が 0 の漁業種類があっても、

組合員行使権を有する地元の漁業者がおり、資源管理の取組を行っている等、漁業権全体として見たときに、漁場の管理の実態及び利用の可能性があれば、その漁業権は「適切かつ有効」と判断しています。

37ページから59ページまでは共同漁業権について、60ページから61ページまでは共同漁業権のうち、飼付・つきいそ漁業権について、62ページから69ページまでは区画漁業権について、70ページは定置漁業権についてとなっております。個々の内容に関する説明は省略しますが、お時間を少しことるので内容にお目通しください。

なお、この一覧表は紙資料でお持ち帰りいただけるよう机上に配布しておりますので、後日ご質問等ございましたら、事務局までご連絡ください。

よろしいでしょうか。それでは説明に戻ります。71ページをご覧ください。3の「報告に対する意見」についてです。都道府県は漁業権者からの報告を受け、国が作成したチェックシートに基づき、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断し、漁業法第91条の規定による指導の必要性について検討を行うこととされています。「適切かつ有効」については、国の示すガイドラインにより、次のような場合を指すとされています。下の四角囲みの中をご覧ください。

「適切」とは、「漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないこと」、「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」となっています。

漁業権者からの漁獲実績だけでは把握できない項目もありますので、漁業権者が国のチェックシートに沿って自己評価した結果と合わせ、操業実態等が不明な場合には合わせてヒアリングを行っています。その結果、下線部のとおり、大分県漁業協同組合を免許権者とする漁業権の一部において、操業実態のない漁業権が確認されました。

これらの漁場は「適切かつ有効」に利用されていると認めることができないことから改善に向け、必要な指導を行うこととしたいとしております。

最後に、指導内容について説明します。74ページをご覧ください。「4 漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」です。

都道府県知事は、漁業権者が「適切かつ有効」とは言えない状態に該当すると認めるときは、漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するとされています。また、この指導を行うにあたり、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされています。

下の四角をご覧ください。今回は、区画漁業権について操業実

績が確認できないものがあったため、「漁場を有効に活用し、漁業生産力の発展に向けた対策を講じること」とする指導を予定しています。

次の75ページをご覧ください。今回指導の対象となる漁業権の一覧です。対象となる漁業権は全て区画漁業権で、件数は10件です。いずれも、左から5番目の漁獲量が0となっており、またヒアリングにおいて操業を行えない合理的な理由が確認できなかったものです。

なお、先ほどの一覧表の中には、こちらで示した漁業権以外にも漁獲量が0となっているものがあります。それは、赤潮発生時の避難漁場である等合理的な理由のあるものです。個々の事情が分かるように記載しておりますので、別途ご確認ください。

以上で、第5号議案「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」とその他の「②漁業権に係る資源管理の状況等について」の説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第5号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

山尾委員 共同漁業権で漁獲量が0というものが結構ありますが、たまたま1年とれなかつたのか、何年もとれなくとも良いのか、指導の目途とかはどういう風になっているのでしょうか。

事務局長 共同漁業権の第1種については、それぞれの箇所で漁業種類の設定があります。県では、各漁業権においてその行使者がいて資源管理の取り組みをしていれば、漁獲量が0の項目があつても、適切かつ有効に活用されているという判断をしています。なぜかというと、例えば海藻だとわかりやすいと思いますが、ある程度とれる時期が重なっている場合が多いと思います。例えばひじきが多い年で、ひじきをとっている時期はそれ以外の海藻はとることができない状況が生まれます。その場合必然的に他の海藻の漁獲量は0となってしまいます。そのため、その年や区画の状況を踏まえて判断をしております。

山尾委員 わかりました。

議長 指導しても改善されなかつた場合はどうなるのでしょうか。

委員一同 法令上は、次は勧告をします。それでも改善しなかつた場合は取り消しになります。もちろん勧告や取り消しの際は本委員会にお諮りしてから行うことになります。

議長 わかりました。他にご意見ありませんか。
ご意見もないようですので、第5号議案については、県の指導

について異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第5号議案については、県の指導について異議のない旨知事に答申することといたします。

これで議案については全て終了しました。

次にその他の報告事項ですが、①については、先ほど第5号議案の中で説明しましたので、②の「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への要望事項について」事務局から報告して下さい。

事務局長 議案書の78ページをご覧ください。令和6年10月29日（火）から30日（水）にかけて福岡県で開催予定の令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議において要望を行うものです。事務局で検討した結果、要望を1件提出したいと考えております。

要望事項は、「海区漁業調整委員会委員及び事務局職員の資質向上について」です。

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められます。

令和2年の漁業法改正に伴い海区漁業調整委員会への諮問事項は増加しており、委員の役割はさらに重要となっています。

全国海区漁業調整委員会連合会では、これまで国に対して委員の資質向上を目的とした研修会の開催を要望しているところですが、実現には至っておりません。また、事務局職員も頻繁に異動するため、委員会の役割について迅速に理解を深める必要があります。

そこで次のとおり要望します。読みあげて説明します。

- ① 法定される諮問事項について、海区漁業調整委員会に意見を求める理由及び漁業者委員、中立委員、学識経験委員それぞれに期待される役割を具体的に整理した解説書の作成・配布
- ② 各諮問事項に関する意見の実例紹介を要望したいと考えています。

以上で説明を終わります。

議長 九州ブロックでの要望としては、对中国、韓国、台湾などとのトラブルなど対外的なものが多いですが、大分県は幸いそのようなトラブルがないので、委員会の運営などソフト面での要望を上げようと思っています。我々が諮問をうける際に、根拠法令何条といわれてもわかりにくいということで、その根拠がわかりやすいテキストなどを作成するようにというような内容にしておりま

す。どうでしょうかよろしいでしょうか。

委員一同 特にありません。

議長 次に、報告事項③「令和6年度連合海区漁業調整委員会の開催状況及び今後の予定について」事務局から説明してください。

事務局長 議案書の79ページをご覧ください。各連合海区漁業調整委員会の今年度の開催実績と開催予定についてご報告します。

周防灘三県連合海区は7月31日（水）に、各県の会場からウェブ会議で開催いたしました。大分の会場は大分県庁です。当海区からは5名の委員の皆様にご出席いただきました。委員会では、周防灘における小型機船底びき網手繩り第三種漁業の操業始期についてなどの議案が問題なく承認されております。

次に、伊予灘連合海区が9月9日（月）に下関漁港ビル2階研修室で開催される予定です。当海区からは4名の委員の皆様に出席を依頼しており、例年通り委員会指示の発出等の議案について審議していただくことになっております。

次に、豊予連合海区が9月13日（金）愛媛県八幡浜市で開催される予定です。当海区からは6名の委員の皆様に出席を依頼しており、例年どおりまき網入漁に関する協定の更新等の議案について審議していただくこととなっております。

以上で説明を終わります。

議長 豊予連合の事前調整で、先日愛媛に行ったということですが、問題はなかったでしょうか。

疋田委員 特に問題ありませんでした。

議長 これで本日予定していた議案、報告すべて終了しました。他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長 ご審議誠にお疲れ様でした。次回委員会は11月を予定しております。日程については後日連絡させていただきます。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第27回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和6年8月28日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員